

今治市河野美術館、今治市玉川近代美術館及び今治城に係る
指定予定者となる団体の選定について

担当課：総合政策部交流振興局文化振興課

今治市河野美術館、今治市玉川近代美術館及び今治城の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

今治市河野美術館

(1) 所在地 今治市旭町一丁目4番地8

(2) 施設の設置目的

学術文化に関する資料を収集管理して広く公衆の観覧に供しつつ、電磁的記録を作成公開し、あわせて、調査研究並びに保存顕彰に努め、文化芸術の振興に寄与する。

今治市玉川近代美術館

(1) 所在地 今治市玉川町大野甲86番地4他

(2) 施設の設置目的

学術文化に関する資料を収集管理して広く公衆の観覧に供しつつ、電磁的記録を作成公開し、あわせて、調査研究並びに保存顕彰に努め、文化芸術の振興に寄与する。

今治城

(1) 所在地 今治市通町三丁目1番地3

(2) 施設の設置目的

城閣の公開とともに、郷土資料、美術品等の適切な保管及び展示を行いつつ、電磁的記録を作成公開し、あわせて、調査研究並びに顕彰に努め、文化の向上に寄与する。

2 申請概要

(1) 申請受付期間 令和6年9月26日（木）～令和6年9月30日（月）

(2) 申請者（1団体）

団体名	代表者役職氏名	住所
一般財団法人 今治文化振興会	理事長 檜垣 幸人	今治市旭町1丁目4番地8

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

河野美術館、今治城及び玉川近代美術館 指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準	配点ウエイト
【Ⅰ】 平等利用の確保 利用者の平等利用が確保できる適正な方策が具体的に提案されているか	確保されない場合は失格
【Ⅱ】 施設の効用を最大限に発揮 (1)施設の設置目的との適合性 (2)利用者に対するサービスの向上 (3)利用促進、利用者増への取組 (4)利用料金設定額 (5)魅力的な提案 (6)その他	40 点
【Ⅲ】 管理に係る経費の縮減 (1)当該施設の管理運営に係る市の経費 (2)提案された収支計画、資金計画の実現可能性が高いか	25 点
【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力（又は確保できる見込み） (1)人的能力（管理運営組織） (2)物的能力 (3)応募者の安定性、信頼性	30 点
【Ⅴ】 地域への貢献 (1)地域貢献 (2)障がい者雇用への取組 (3)子育て支援への取組 (4)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	15 点
【Ⅵ】 申請者の実績 モニタリング結果	8 点
【Ⅶ】 全般 申請者の取組み姿勢	25 点
合計点数	143 点

(3) 審査結果

審査結果は、次表のとおりです。

団体名	一般財団法人 今治文化振興会
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	32.0点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	24.6点
審査基準Ⅴ	12.9点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	21.0点
合計	120.5点

○審査基準Ⅰについては、平等利用の確保において適正と認められた。

○審査基準Ⅱについては、施設の効用を最大限に発揮できるかの点において企画展などの自主事業において積極的で魅力のある計画、利用促進のためのPR、地域に根差した愛される施設づくりのための取り組みが評価された。

○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額（395,000千円（5年間））以内であり、適正と認められた。
（指定管理料基準額（5年間）：395,000千円）

○審査基準Ⅳについては、管理を安定して行う人的及び物的能力において、施設間の協力による少数精鋭での施設管理や地域・関係団体との連携体制等、一般財団法人 今治文化振興会の安定性、信頼性が評価された。

○審査基準Ⅴについては、地域への貢献において、地元事業者として収益の処分について適切な計画が提案されていることなどが評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にあると認められた。

○審査基準Ⅶについては、応募者の取り組み姿勢の面で施設の設置目的や公共性の理解度が評価された。

以上、住民の平等利用の確保、施設の効用発揮、管理経費縮減、人的・物的能力とも優れており、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、一般財団法人 今治文化振興会を指定予定者として選定した。

また、一般財団法人 今治文化振興会に対して、業務実施にあたっては、それぞれの施設の設立に寄与した人物の顕彰や、魅力的な収蔵品、ワクワクするような企画等、各施設が潜在的に有する可能性や発展性をより広く市民に周知する機会を図り、文化芸術の振興のため、発展的な目標を掲げて施設の運営に臨むことを要望する意見が出たことも報告しておきたい。

※点数は各委員の平均値

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで